

## 春国岱周辺でのドローン飛行についての注意点

春国岱・風蓮湖は多くの渡り鳥の渡来地、繁殖地として、国際的に重要な場所になっており、ラムサール条約湿地に登録されています。さらに、道立自然公園、国指定鳥獣保護区に指定され、渡り鳥や絶滅の恐れのある鳥類と自然性の高い生態系の保全が図られています。

春国岱周辺でのドローン飛行は法律で禁止されてはおりませんが、以下のことにご注意願います。

- ・絶滅危惧種の鳥類をはじめとする野生動物への過度な接近はご遠慮ください。鳥が首を伸ばしているとき、ドローンの方を見ているとき、腰をかがめて脚に力を入れている（飛び立つ準備をしている）ときは警戒しているサインですので、それ以上の接近は中止し、後退してください。特に繁殖期は、親鳥がドローンを警戒している間に、他の生きものにヒナが襲われることもあります。
- ・ワシ・タカ類はドローンを攻撃してくることがあります。
- ・自然景観や野生生物に配慮し、万が一落下した際に、回収が不可能な場所では飛ばさないでください。風蓮湖内や湿原の上空は、落下した場合に回収できない場所です。
- ・ほかの利用者に怪我を負わせないように、危害のない場所で飛行をしてください。
- ・ドローンの飛行や離着陸に伴い、ドローンポートなどの工作物や看板を設置する場合は、自然公園法又は道立自然公園条例に基づく許可申請又は届出が必要となる場合がありますので、根室振興局 環境生活課 自然環境係（TEL：0153-23-6823）へご連絡ください。
- ・春国岱ネイチャーセンターの北側（海側）の湿地は私有地です。操縦者等が立ち入ったり、ドローンを離着陸させたりする場合、土地所有者の承諾等が必要となります。

参考：北海道庁ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/drone.html>